

名古屋理容美容専門学校 PTA 会則

第 1 章 総則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は名古屋理容美容専門学校保護者・サロンオーナーと教職員の会（略称 PTA）という。

第 2 条 事務所は名古屋理容美容専門学校に置く。

(目的)

第 3 条 本会は次に掲げる各項の達成を図る。

1. 名古屋理容美容専門学校の理念、主旨、精神を尊重して教育事業を支援すること。
2. 国家試験合格率アップ、コンテスト強化。
3. 人間力向上のための環境整備
4. 教育設備の充実を図り、資質向上のための学生と教職員の支援。

(事業)

第 4 条 本会は次の事業を行う。

1. 名古屋理容美容専門学校が行う行事に対する協力及び支援。
2. 質の高い教育環境を整えるための学生、教職員に対する支援。
3. 学校内美化費、修繕費、設備費に対しての支援。
4. 教育設備及びシステムを整えるための支援。
5. 各種コンテストに向けた教材、講師等の支援。
6. 成績優秀者に対する外部コンテストの参加費、交通費の支援。
7. 通信生も含む在校生に対する撮影機材の貸し出し。
8. 総会、その他諸会合の開催。
9. 通信生親睦会の支援。
10. その他必要と認める事業。

(会員)

第 5 条 本会は、次の会員を持って組織する。

1. 会員
 - ア) 名古屋理容美容専門学校に在学する学生の保護者、サロンオーナーまたはこれに代わる者。
 - イ) 名古屋理容美容専門学校の教職員。

第2章 役員

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

会長	1名	副会長	1名
会計	1名	会計監査	2名

第7条 役員の選出は下記の通り行う。

1. 会長、会計監査は推薦委員会で選出し、総会の承認を得る。
推薦委員会は会長の指名による。
2. 他の役員は新年度の会長が指名する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(役員の職務)

第9条 役員は次の職務を行う。

1. 会長は会を代表し、会務の一切を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時はその任務を代行する。
3. 会計は資金を管理し、その出納をつかさどる。
4. 会計監査は会計を監査する。

第3章 機関

(総会の開催)

第10条 本会は、次の会合を行う。

1. 本会の総会は年1回会長が招集する。臨時総会は会長が認めたとき又は会員の3分の1以上の要求があったとき、開催しなければならない。
2. 会議の議事は、会員の半数の出席がなければ、その議事を議決することができない。
3. 議長は会長とする。

(総会の付議事項)

第11条 次の事項は総会に書面にて提出し、出席者の意見を聴するものとする。

1. 会計監査を受けた決算書。
2. 予算書。
3. 事業報告

4. その他の報告

(役員会)

第 12 条 役員は、随時会長がこれを招集し、本会に必要な事項を協議する。

第 4 章 会計

(会計)

第 13 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 14 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって賄う。

第 15 条 会費は次の通りにする。

会費は年会費 12,000 円とする。また通信修得者課程は 1 年 6 ヶ月で 18,000 円とする。但し、徴収は学費納入時とする。

第 16 条 すでに納入した会費は返還しない。但し、特別な理由がある場合はこの限りではない。

附則

1. 本会則は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本会則は、役員会で審議したものにつき、総会の承認を経なければならない。
3. 役員会議数に欠員が生じた場合は、必要に応じて役員の補充を行なうことができる。
4. 本会に必要な運営規定は別に定める。
5. 本会則は平成 27 年 5 月 13 日改定実施する。
6. 本会則は平成 30 年 4 月 1 日改定実施する。
7. 本会則は平成 31 年 4 月 1 日改定実施する。
8. 本会則は令和 8 年 4 月 1 日改定実施する。